

令和8年9月1日

地域創生科学研究科 10月入学予定者 各位
(峰キャンパスを主に利用する方)

学務部学生支援課(峰キャンパス)

令和8年度【10月入学者用】峰地区自動車入構許可申請手続きについて(通知)

標記の件について、令和8年度10月入学者を対象に募集を行います。希望者は、必ず内容をよくご確認の上、受付期間内にお手続きください。

1. 申請スケジュール

【パスカード有効期間】

令和8年10月1日～令和9年5月31日 入構料金：5,000円/台

【受付期間】

令和8年9月1日(火) 9:00～9月14日(月) 23:59

※受付期間までに免許・自動車を取得できない学生は、受付期間内に申請をいただき、取得後に学生支援課に申し出てください。

※本人の責によらない特別事情がない限り、受付期間を過ぎての申請はできません。

【審査結果発表について】

審査終了後、メールで連絡

【許可証 交付期間・場所(予定)】

交付期間 令和8年9月30日(水)～10月16日(金)

交付場所 財務課(峰キャンパス・本部棟1階)

交付時間 9:00～16:30

※交付期間を過ぎても2週間以上取りに来ない場合、許可を取り消すことがあります。

2. 留意点等

- ・自動車入構許可証が不要な者(公共交通機関や自転車による通学が可能な者)は、申請の必要はありません。
- ・令和8年10月1日から教職員の駐車料金は改定(12,000円/台)されますが、学生の駐車料金については、経済的負担への配慮から、現行料金(5,000円/台)に据え置いています。令和9年6月以降の学生の駐車料金については、駐車場の維持管理に要する経費等を踏まえ、見直しを検討していますので、あらかじめご承知おきください。
- ・自動車入構が許可されても、駐車スペースには限りがあるため、駐車を確認するものではありません。特に試験期間中、満車で駐車できない場合でも大学は一切責任を負いかねます。
- ・本学構内における交通事故等については、速やかに、警察と正門案内所に連絡をお願いいたします。
- ・ソーラーカーポートの柱への接触事故が多発しています。
- ・接触事故が発生した場合は、速やかに、警察とソーラーカーポート設置業者に連絡をお願いいたします。

3. 申請手続き

- ・申請方法：Microsoft 社の forms を使用した電子申請

●入力前の留意事項

- ①申請にあたっては、宇都宮大学構内車両入構許可要項（大学公式ホームページに掲載 https://education.joureikun.jp/utsunomiya_univ/act/110000909.html）及び添付ファイル「宇都宮大学峰地区自動車入構許可審査について」を必ずご確認ください。
- ②所属の研究室が陽東地区にある学生は陽東学務課の指示に従って申請してください。
地区によって申請方法や審査基準が異なりますので、ご注意ください。
- ③入力期間外に Web ページを開いても、メッセージが表示されるのみで申請を行うことはできません。

●入力手順

- ①下記の『URL 及び QR コード』から【峰地区申請】令和 8 年度後期・10 月入学者自動車入構許可申請を開き、質問項目に回答してください。
- ②入力情報に誤りがあった場合、不許可（交付後の場合は取消）となることがあります。
入力後「送信」ボタンを押す前に、入力間違いがないか必ず確認をしてください。
- ③送信後は「回答を保存する」ボタンを押して、回答控えとして保管してください。
また、送信が完了した旨のメッセージを必ず確認してください。表示がされていない場合には、データの送信が行われていない可能性があります。

【自動車入構許可申請（峰地区後期・10 月入学者用）URL 及び QR コード】



<https://forms.cloud.microsoft/r/bsM4au32rM>

※送信後に誤りに気が付いた場合は、
下記のメールアドレスまでご連絡ください。

3. お問い合わせ

学生支援課 （峰キャンパス学務棟（ミニストップ併設の建物）2 階）
電話：028-649-5276
メール：gakgakus@a.utaunomiya-u.ac.jp
開設時間：平日 8 時 30 分～17 時 00 分（4・10 月は 18 時 00 分まで開設）

宇都宮大学峰地区自動車入構許可証審査について

「宇都宮大学峰地区学生用自動車入構許可証審査基準」に基づき審査します。

以下の【注意事項】及び（１）～（３）をよく読んだ上で、所定の申請フォームで入力してください。

【注意事項】

1. 本学構内は、歩行者優先であり、安全運転に心がけ 20 km/h 以下で走行すること。
2. 駐車場以外の駐車は禁止する。
3. 自動車で入構する場合は、「パスカード」、「ステッカー」の 2 点が必要であり、いずれが欠けても違反者となるので注意すること。なお、ステッカーについては、必ずルームミラーの裏側に貼付すること。
4. 上記 3. の 2 点については、いずれも譲渡、または貸与することはできない。
5. 許可は、申請した自動車に限り有効である。許可されて後に車両を変更する必要がある際は、学生支援課に申し出て「登録車両変更届出書」を提出すること。
6. 入構を許可された地区以外の地区には、入構することはできない。
7. 違反等により本学が返納を求めたとき又は許可の必要がなくなったときは直ちに学生支援課に上記 3. の 2 点を返納すること。
8. 本申請に関する許可は、駐車場の確保を保障するものではない。
9. 本学構内で事故等が発生した場合は、正門案内所(守衛所)に連絡すること。なお、事故等に関して大学は一切責任を負わないものとする。

（１）申請要件などについて 「宇都宮大学峰地区学生用自動車入構許可証審査基準」抜粋第 1 条 （省略）

（自動車入構許可の基準）

第 2 条 学生の車両による峰地区への入構について、申請者が次に掲げる基準を**全て満たす**場合は、これを許可するものとする。

- 一 住居（住民票の有無にかかわらず、日常的に通学する拠点となる住居をいう。以下同じ。）から峰キャンパスまでの通学距離（通学ルート）が **10km** 以上あり、かつ、公共交通機関を利用した場合に通学に **1 時間以上要すること**。
- 二 住居と峰キャンパスの直線距離が概ね **50km** 以下であること。
- 三 許可の対象となる自動車（以下「対象自動車」という。）を運転することができる**運転免許を所持していること**。
- 四 対象自動車は**対人賠償及び対物賠償の自動車責任賠償保険**（いわゆる任意保険）に加入し、かつ、当該保険は申請者である**学生が運転時に保障の対象となっていること**。

（自動車入構許可基準の特例）

第 3 条 申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 社会人学生のうち、職務等の都合により自動車での入構を必要とする者にあつては、

前条第1号及び第2号は適用しない。

二 **安全上又は身体上の理由**により自動車での入構を必要とする者にあつては、前条第1号及び第2号は適用しない。

三 **研究上の理由**により自動車での入構を必要とする者にあつては、前条第1号及び第2号の要件は概ね1／2に緩和する。ただし、臨時構内入構手続きで対応可能な場合は許可しない。

四 前条第2号の直線距離が**50kmを超える場合**であつて、**道路交通状況が良好で通学時間が一定以内に収まると認められる者**にあつては、同号を満たすものとみなす。

第4条～第6条 （省略）

（2）パスカードについて

入構が許可された場合は、大学の指定する期日・場所において、駐車料金と引き替えにパスカード・ステッカーを受け取って下さい。

また、受け取りの際には、学生証と運転免許証を持参下さい。

・駐車料金：年額**5,000円／台**（パスカード代を含む）

（使用月数が6か月未満の場合、駐車料金3,000円／台（パスカード代込み）となります。）

・パスカード有効期間：令和9年5月31日

※大学が指定する期間にやむを得ない事由で受け取りができない場合は、必ず学生支援課に連絡をしてください。連絡がない場合は、キャンセルとみなします。

※身体障害等により自動車での入構が必要な場合は、申請書と一緒に障害者手帳の写しや医師の診断書の写しを提出することで、1,000円で発行することが可能です。

※休学等によりパスカードが不要になった場合、パスカードの有効期間に6ヶ月以上の未経過期間がある場合は2,000円の返金を受けることが可能です（対象はパスカードを5,000円で購入した方のみ）。

（3）陽東地区への入構を許可された学生に対する注意

基本的な注意事項は峰地区と同じです。

人の乗降、荷物の上げ下ろし等、やむを得ない場合の停車は認めますが、終了後速やかに「学生等駐車場」へ駐車するようにしてください。

グラウンド、緑地、体育館前、教職員駐車場、また路上への駐車などの違反、パスカードを借りての不正入構などは、確認次第、処分します。

なお、自動二輪車・原動機付自転車が入構した場合は、「専用駐輪場」に止め、構内を走り回らないようにしてください。